

令和7年6月定例会 文教委員会の概要

日時 令和7年6月26日（木） 開会 午前10時
閉会 午後 0時11分

場所 第8委員会室

出席委員 高橋稔裕委員長
保谷武副委員長
宮崎吾一委員、松澤正委員、日下部伸三委員、中屋敷慎一委員、
水村篤弘委員、塩野正行委員、八子朋弘委員、山崎すなお委員

欠席委員 鈴木まさひろ委員

説明者 日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、
小谷野幸也教育総務部長、田中邦典県立学校部長、
依田英樹高校改革統括監兼参事、吉田勇市町村支援部長、
案浦久仁子参事、塩崎豊教育総務部副部長、
佐藤直樹教育総務部参事兼生涯学習推進課長、
飯田徹教育総務部参事兼文化財・博物館課長、
平野雄三総務課長、太田真樹財務課長、小坂達郎教職員課長、
櫻井裕一福利課長、柴崎隆史県立学校人事課長、
森孝博高校教育指導課長、廣川佳之魅力ある高校づくり課長、
無川禎久ICT教育推進課長、松本光司人権教育課長、
荻原篤大保健体育課長、我妻卓哉特別支援教育課長、
出井孝一県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長、
阿部弘之小中学校人事課長、山川喜葉義務教育指導課長、
中澤幹雄教職員採用課長、田中雅人生徒指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第 8 6 号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)のうち教育局関係	原案可決
第 9 5 号	埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 6 号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 7 号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第100号	和解することについて	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査

防災拠点校に整備した体育館空調の使用について

報告事項

- 1 指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について
- 2 令和7年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑】

宮崎委員

- 1 第86号議案の補正予算について、外国ルーツのお子さんに関して、今までの就学支援金では、外国に親がいた場合で、所得証明などが提出できない場合には、恐らく申請が認められなかったと思うが、今回の高校生等臨時支援金の場合は、所得制限に関しては撤廃をされるということで、この場合、通常の就学支援金の申請を提出して認められなくても、高校生等臨時支援金では対象になり得るのか。
- 2 奨学のための給付金について、授業料以外の教育費とは何が含まれるのか。オンラインの通信費や部活動の地域移行に向けての費用なども対象となると考えてよいのか。
- 3 第96号議案「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、第18条の2第3項の条文上、意向に配慮するという記述があるが、この配慮するという点に関しては、どのようなことを検討しているのか。
- 4 実効性をどのように担保するのか。
- 5 制度の利用率に関しては、どの程度の利用があると想定しているのか。男性職員、女性職員に分けて想定しているものがあれば説明してほしい。
- 6 第97号議案「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」について、経験年数ごとに補償基礎額が変わっていくと思われるが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の経験年数、勤続年数についてデータがあると思うが、年数のばらつきなどの傾向があれば説明してほしい。勤続25年以上がほとんどの、名誉職のようになっているようなことが、仮にあるならば、説明いただきたい。
- 7 第100号議案「和解することについて」、和解理由の説明があるが、裁判所の必要性和相手方の必要性だけしか書かれていない。私は、教育委員会としては全く非がないということならば、最後の本判決まで持ち込めばよいのではないかと思うが、学校側として第1回の口頭弁論を経た後に、何回か折り合ううちに、やはり和解をしなければ教育委員会の非があったというような点が仮にあるならば、説明いただきたい。

財務課長

- 1 外国籍の生徒についてであるが、国の予算の修正で成立しているものであるため、実質無償化とはいえ、一度、所得要件を確認する必要がある。現行の就学支援金制度の所得制限よりも上の方に対して、高校生等臨時支援金を支給することになるので、外国籍の方についても、これまでの就学支援金と同様に、住所を有するということが要件になるため、住民票の登録が必要ということになる。保護者が海外にいる場合には、所得要件にかかわらず対象になるという場合はある。
- 2 授業料以外の教育費については、教材費、教科書費、通信費、学用品費、教科外の活動費などが示されているところだが、部活動の地域移行の費用などとしての用途までは示されていないので、必ずしもそこに使用するものと示されているわけではないという状況である。

県立学校人事課長

- 3 第96号議案について、説明する。まず、意向配慮をどのようにするかについてだが、職員の意向確認を一人一人に丁寧に行った上で、始業や終業の時刻、場所、業務量の調整といったことを配慮していくということを考えている。

- 4 実効性をどのように担保するかについては、県立学校では、配偶者が出産した、又は配偶者が出産を予定している男性職員を管理職が確認して、当該職員には、子育て応援ハンドブック等を活用して、育児休業等の案内を適切に行うこととしている。当課からは、年3回学校にアンケート調査を行っており、実施状況の報告を依頼している。今後も制度の実効性を担保するために対応を考えてまいる。
- 5 制度の利用率については、県立学校職員の育児休業の取得率ということでは、令和5年度に関しては、男性職員の育児休業取得率が31.1%、女性職員の育児休業取得率が97.4%となっている。

小中学校人事課長

- 3 第96号議案について、お答えする。意向について具体的にどのようなことに配慮するかということについては、先ほどの県立学校人事課長と同様である。
- 4 実効性をどのように担保するかということについては、市町村立学校の場合は、具体的には管理職である校長が該当職員へ意向確認・意向配慮などを行うこととなる。県としては、作成している育児介護の支援ガイドブックなどを活用しながら、制度の趣旨、内容などについて、市町村教育委員会が集まる会議や学校訪問などの様々な機会を通じて、市町村教育委員会や校長に対して丁寧に説明を行い、該当職員が制度を適切に活用できるよう、しっかりと働き掛けてまいる。
- 5 制度の利用率については、市町村立学校職員の場合は、総務省が実施している地方公共団体の勤務状況、条件等に関する調査というものがある。それによると、男性の育児休業取得率について令和5年度は24.4%、また、女性の育児休業取得率は令和5年度で98.8%となっている。

保健体育課長

- 6 第97号議案についてお答えする。学校医、学校歯科医、学校薬剤師の勤続年数に関して、データをまとめていない。平均年齢については61歳と把握しているところであり、経験が長い方が多いと把握しているところである。

総務課長

- 7 第100号議案について、今回相手方は、出退勤システムに記録された在校時間、いわゆるタイムカードの打刻時刻になるが、それを基に未払時間外勤務手当を請求しているものである。一方で、時間外勤務命令簿により申請・命令といった形で明示的に行われていないものではあるが、相手方が実際に時間外勤務をしたと認められ、また、出退勤システム記録による在校時間について、時間外勤務命令の黙示の指示があり、県は手当を支給する必要があると、裁判所から明確に見解が示されたところである。その結果、判決となるとほぼ全面的な相手方の主張が認められる可能性が極めて高いと判断して、和解による解決を選択したものである。

宮崎委員

- 1 第86号議案について、所在の要件が一番のポイントということになると、父母ともに日本に住んでいるということが条件で支給するものであり、海外赴任などで所在の要件がないと、日本人で外国にルーツを持ったお子さんでも対象とならないのか、確認させていただきたい。
- 2 第96号議案の意向の配慮についての質問の後に、育児休業取得率について御説明いただいた。意向に配慮することについて教育委員会として考えているKPI数値目標としては、育児休業取得率というものが最も重要なものであると思うが、ほかに職場において数値目標として上がっていけば反映されている、担保されているというように感じているものはあるか。
- 3 第97号議案の61歳が平均年齢ということで、これは学校医、歯科医、薬剤師全員

まとめた平均値で説明されたと思うが、学校医、歯科医、薬剤師それぞれの平均年齢を示していただきたい。

財務課長

- 1 保護者が海外にいる場合ということだが、保護者が海外在住でも支給対象になる。

県立学校人事課長

- 2 第96号議案について、どのような数値が上昇していくことを目指していくかということであるが、例えば、教育委員会として子育て応援総合サイトというホームページを設け、職員に育休等の制度を案内しているが、この総合サイトの職員の認知度であるとか、育児休業からスムーズに職場復帰できたと感じる職員の割合といったものを上げていきたいと思っている。

小中学校人事課長

- 2 第96号議案の育児休業以外の目標数値がほかにあるかという話については、例えば、出産や育児に関わる休暇などの取得というものが考えられる。例えば、出産した方は出産補助休暇という休暇を取得することも可能であるし、育児休業という休暇を取得することも可能であるので、そのような休暇取得が考えられる。

保健体育課長

- 3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、それぞれの平均年齢であるが、学校医が62歳、学校歯科医が59歳、学校薬剤師が59歳である。なお、先ほどお答え申し上げた際に、平均年齢から経験の長い方が多いと思われるという旨を申し上げたところであるが、勤続年数、経験年数を把握していないので、そのようなことは申し上げられないということである。お詫びして修正させていただく。

宮崎委員

経験年数で金額を算定していて、経験年数のデータがないと言われてしまうと、公務災害はあまりないと思うが、何か腑に落ちないところがあるということを意見させていただく。（意見）

松澤委員

- 1 第95号議案「埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例」について質疑させていただく。げんきプラザでは、想定利用というものがあり、小中学生の林間学校としての利用などをメインとして設置されている。ただ、このほどは大分利用数が減ってきて、そのような中での理由付けということは十分認識をしている。ただ、近隣の市町村、県内の市町村が設立している、例えば山の家だとか、少年自然の家だとか、そういったところも廃止をし始めているという中で、県有施設も利用価値が全く今後見込めていけないのか。
- 2 利用方法は若干違うかもしれないが、例えば、中学校の部活動地域移行というところがある。これは加須だけではなく、ほかのげんきプラザも同じような形になると思うが、そのような利用方法ということは今後考えていくのか。特に加須げんきプラザの場合は、令和元年に大規模改修している。相当のお金をかけているという認識でいるが、これがすぐに廃止になって、その後どういう方向へ進むのかということころは、まだこれからだろうが、検討ということを含めて、質問したい。

生涯学習推進課長

- 1 市町村が所有している山の家といったところが減っているところで、県の方はどうな

のかといった話については、まず、体験活動の重要性というのは非常にあるかと考えている。引き続き、体験活動の重要性はあるだろうと思っている。一方で、人口減少によって、利用者については、現時点で利用の増加を見込むということは難しいだろうと考えている。

- 2 令和元年度の大規模改修については、施設の維持に必要な改修を行ったものと考えている。ただ、再編の検討に当たっては、各施設の改修状況なども踏まえた検討を行っているが、加須も含め、いずれの施設も、毎年度、一定の管理費が発生しているということ、また、今後也多額の改修費が見込まれることから、機能面及びげんきプラザ全体の適正規模の視点を重視して、再編整備を進めさせていただいた。部活動の地域移行などといった利活用の部分については、今後の話だが、地元の関係があるので、いろいろ話を伺いながら、その辺りは検討を進めていかななくてはならないと考えている。

松澤委員

今後のことについては、しっかりと検討していくという言質をいただいたので、その辺りのところは十分と考慮いただければと思う。（意見）

水村委員

- 1 第86号議案について伺う。公立高等学校授業料の実質無償化における県内の対象生徒数と、周知方法について伺う。今回、所得制限により就学支援金を受給していない高校生に対し、新たな支援金として高校生等臨時支援金を支給し、授業料を実質無償化するとあるが、県内の公立高等学校に在籍する生徒で、この新たな支援金の対象となる見込みの生徒数は何名程度と推計しているのか。また、対象となる生徒の保護者に対し、この新たな支援制度について、いつまでにどのような方法で周知徹底を図る予定か。特に情報が行き渡りにくい家庭への配慮について聞きたい。
- 2 奨学のための給付金単価引上げの対象となる県内の生徒数と、その効果について伺う。奨学のための給付金について、全日制及び定時制に通う非課税世帯の第1子に係る給付単価を第2子以降と同額に引き上げるとのことだが、この単価引上げの対象となる第1子の生徒数は何名程度と見込んでいるのか。また、この単価引上げによって、子育て世帯の経済的負担が、具体的にどの程度軽減されると見込んでいるのか。
- 3 スケジュール感について伺う。これらの新制度について、生徒や保護者が混乱なく制度を利用できるよう、今後の具体的な施行スケジュールと、それに向けた準備状況、広報や各学校への指示などについて御説明いただきたい。
- 4 第95号議案について伺う。今回の2施設廃止の提案に至った具体的な理由と根拠を御説明いただきたい。廃止予定ではないほかの施設と比較して、廃止は妥当と言えるのか。
- 5 利用者数の内訳について、個人、学校、そのほかの団体などの内訳はどのようになっているのか。
- 6 廃止後の代替施設について、どのように考えているのか。
- 7 廃止後の跡地利用について、現時点でどのような検討がなされているのか。
- 8 施設の再編については、単なる廃止ではなく、今後の県全体の教育、生涯学習の在り方にも関わるため、残る施設の役割を明確にする必要があると考えるが、どのように考えているのか。
- 9 第100号議案について伺う。今回の請求事件について、令和2年5月から令和5年4月までの期間にわたって未払が続いていたとあるが、この長期間にわたる未払が発生した具体的な原因は何か。時間外勤務の適正な把握ができていなかったのか、あるいは手当支給に関する事務処理上の問題があったのか。先ほど宮崎委員からも質問があったが、詳細に御説明をいただきたいと思う。
- 10 同様の未払事案の有無と全県的な調査について伺う。今回、特定の事務職員の事案として和解に至るとのことだが、県内には多数の県立学校や市町村立学校があり、同様に

未払の時間外勤務手当が発生している職員はほかにいないのか。県教育委員会として、過去に遡って、全県的な調査を実施しているのか。

- 11 再発防止策について伺う。今回の事案を教訓として、今後、職員の適正な勤務管理と手当支給を徹底するためのシステム構築や労働環境の整備、コンプライアンスの徹底など、具体的な再発防止策をどのように強化していくと考えているのか。

財務課長

- 1 第86号議案について、高校生等臨時支援金の今回の補正分の対象者であるが、約23,000人を見込んでいる。次に、実質無償化の臨時支援金の周知の方法であるが、この議案が成立した後に、まずは県教育委員会の方で申請の案内に関する文書を作成して、学校を通して全ての生徒に配布する。それから、制度の概要や支援を受けるために申請が必要だということを、まずはしっかりと周知してまいりたい。その上で、申請状況については、県教育委員会の方でも把握ができる、国のオンラインシステムを使って申請するので、県教育委員会で把握をした申請をしない生徒に対しては、学校を通じて、申請をしてもらうように、フォローアップをしっかりとしていきたいと考えている。
- 2 奨学のための給付金について、まず対象人数であるが、今回の第1子の対象の方は約6,000人を想定している。経済的負担については、令和5年度の国の調査では、公立高等学校の全日制課程において、保護者がこども1人当たりに対し、1年間で支出する授業料を除いた学校教育費は約310,000円と言われている。この数値を基に計算すると、今回、非課税世帯の第1子の給付単価を12,200円引き上げて、143,700円とすることで、授業料以外の学校教育費については、約47%分の負担軽減につながると考えている。
- 3 具体的なスケジュールについては、議案成立後に、先ほど申したとおり、学校を通じて、申請についてしっかりと周知していく。あわせて、県のホームページに制度の概要や申請手続についての案内を掲載し、生徒や保護者が混乱することのないようにしっかりと周知を図っていききたいと考えている。その後、申請されたものについては、県教育委員会の方で審査、認定事務を行い、具体的には秋頃10月から11月くらいから支給事務を行っていくようなスケジュールで考えている。

生涯学習推進課長

- 4 今回の2施設の廃止に至った具体的な理由と根拠については、げんきプラザは、従来の青年の家、少年の自然の家などを再編し、集団宿泊活動、自然体験活動などを通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資することを目的として、平成15年に設置した社会教育施設である。げんきプラザの設置から約20年が経過する中で、当初の設置目的である青少年の健全育成と生涯学習活動の振興は、近年も引き続き、求められていると考えている。一方で、本県の人口は減少に転じており、今後、げんきプラザの利用者数も減少していくことが想定される。そのような中で、6所あるげんきプラザの利用実態や施設規模などを踏まえ、げんきプラザの在り方について検討し、再編整備を行うこととした。その結果、加須及び神川げんきプラザは、保有する自然体験活動に関するコンテンツが少ないほか、体験活動以外のスポーツなどでの日帰り利用が多く、自然体験活動の場として、十分に活用されていないという現状があった。具体的には、加須げんきプラザの約83%、神川げんきプラザの約75%の利用者が、体験活動以外のスポーツや研修などの日帰り利用となっている。また、げんきプラザの設置目的であり、市町村では設置が困難である、集団宿泊活動、自然体験活動としての機能を担う上での施設の適正規模について、現在の利用状況を分析した結果、加須と神川を除く4所で、宿泊利用のピーク時の受入れを満たすことができるような施設規模となっている。機能面及びげんきプラザ全体の適正規模の観点から、加須と神川を廃止の対象とした。ほかの施設との比較については、げんきプラザの在り方を検討する際の主なポイントとした、げんきプラザの利用状況と施設規模、施設の機能について、

加須及び神川げんきプラザと、そのほかのげんきプラザについてお答えする。まず、げんきプラザの令和5年度の利用状況について、施設の設置目的である、市町村では設置が困難な集団宿泊活動や、自然体験活動などに利用されている割合は、加須げんきプラザの受入れ事業では16.7%、神川では25%となっている。一方、大滝では92.3%、長瀬では50.5%、小川では94.7%、名栗では96.8%となっている。次に、施設規模について、集団宿泊活動に利用できる、宿泊室の定員では、加須げんきプラザ及び神川げんきプラザともに100名となっており、大滝は400名、長瀬は100名、小川150名、名栗は204名となっている。また、施設の機能面では、大滝や小川、名栗は広大な敷地や周辺に自然環境を有しており、登山やオリエンテーリング、星空や生き物観察など、多様な自然体験が可能となっている。一方で、加須や神川は、体育館やグラウンド、研修室などで、スポーツや研修などの利用が中心であるとともに、周辺の自然環境についても、ほかのプラザに比べると、やや乏しく、体験活動への利用が難しいと考えている。

- 5 利用者の内訳については、令和5年度は、げんきプラザ全体では、個人利用が20.6%、保育園や幼稚園の利用が2.7%、小学校、中学校、高校、特別支援学校の利用が29.4%、そのほかの団体利用が47.3%となっている。一方、加須げんきプラザでは、個人利用が12.9%、保育園や幼稚園の利用が0.7%、小学校、中学校、高校、特別支援学校の利用が9.8%、そのほかの団体利用が76.6%となっている。神川げんきプラザでは、個人利用が14.4%、保育園や幼稚園の利用が0%、小学校、中学校、高校、特別支援学校の利用が15.4%、そのほかの団体利用が70.2%となっている。
- 6 廃止後の代替施設についてはどのように考えているかについては、廃止する2施設の代替施設については、主に、宿泊活動や自然体験で御利用いただいた方々には、継続する施設の利用を御案内する。また、スポーツや団体の研修などで御利用いただいた方々には、周辺にスポーツ施設や公民館など、代替施設が複数あるので、それらの施設を活用いただけるよう、情報提供をしていきたいと考えている。
- 8 施設再編は単なる廃止ではなく、今後の県全体の教育生涯学習の在り方に関わるため、残る施設の役割を明確にする必要があるという話であるが、それについての考え方を示したいと思う。今後のげんきプラザの役割については、大きく三つに整理している。一つ目は、豊かな自然を生かして、こどもたちにリアルな体験を提供するということ。二つ目は、宿泊型の体験活動を中心に提供すること。最後に、県民の生涯学習振興のネットワークの拠点となるということである。そのようなところを中心に、げんきプラザの方を考えていきたいと思っている。

財務課長

- 7 現時点での跡地の活用についての検討状況であるが、現時点では、具体的な活用方法の検討を行っていない。今回の条例案を認めていただき、条例が可決・成立した段階で廃止が決定となるので、その後に具体的な検討を進めてまいりたい。

総務課長

- 9 第100号議案について、未払が生じた具体的な経緯についての質問にお答えする。通常、時間外勤務が行われる場合については、まず、勤務時間中に校長が業務の進捗の確認を行い、職員が時間外勤務命令簿により申請し、校長がそれを承認して、時間外勤務命令を行うこととなる。命令を受けて、実際に時間外勤務を行った結果が県に報告され、給与として時間外勤務手当が支給される。この相手方は、令和元年度まではこうした手続によって、校長による時間外勤務命令を受けて、時間外勤務手当の支給を受けていた。しかし、令和2年度からの3年間は、相手方からの時間外勤務命令簿による時間外勤務の申請が行われなかったことから、結果的に給与を負担している県に対しても手当の支給に関する報告が行われずに、時間外勤務手当の支給がされないというような状

況となった。なお、相手方は、校長らの圧力があり、時間外勤務命令簿による申請ができなかったと主張しているが、裁判においても具体的な圧力の内容については明らかにならなかった。なお、県が市教育委員会を通じて校長や教頭に確認したところ、相手方に圧力を掛けたという認識はないということは聞き取っているところである。

小中学校人事課長

- 10 同様にこのようなことが発生している職員はいるのかいないのかということについてお答え申し上げます。また、全県的な調査のことについてもお答え申し上げます。市町村立学校については、令和2年度から令和6年度において、未払の時間外勤務手当が発生していないかどうか、さいたま市を除く各市町村教育委員会に聞き取りの調査を行ったが、同様の事案はなかった。
- 11 具体的な再発防止の強化ということについてお答え申し上げます。本件を受けて、事務職員の時間外勤務を適正に管理することを徹底させるために、各市町村教育委員会の担当者、また、市町村立学校の校長を対象とした研究協議会など、あらゆる機会を通じて、指導を行っている。また、学校訪問において、時間外勤務の手続を適正に行うこと、また、時間外勤務命令簿と時間外在校等時間の記録を確認すること、さらには、本件を具体的な事例として情報提供することなど、時間外勤務の適正な管理、また、長時間勤務の改善について、直接校長に指導をし、再発防止の徹底を図っているところである。

県立学校人事課長

- 10 全県的な調査と、ほかにこのような職員はいないかということについてであるが、県立学校においては、過去に遡って全県的な調査は実施していないが、年度当初の校長会議において、事務職員等の時間外勤務については、事前の命令を徹底するとともに、必要に応じて時間外勤務命令の変更を行うなども含めて、適切に対応するよう指導しているところである。また、本事案が発生した令和2年度以降、時間外手当の未払に関する個別具体的な申出は確認できていないので、本事案と同様の未払の時間外手当が発生している職員はいないものと認識している。
- 11 再発防止についてである。繰り返しになるが、県立学校においては校長会議において、事務職員等の時間外勤務については事前の命令を徹底するとともに、必要に応じて時間外勤務命令の変更を行うなども含めて、適切に対応するよう指導している。このような事案があったことを踏まえ、時間外勤務の適正な管理を徹底するよう、さらに校長を指導してまいる。

八子委員

- 1 第95号議案について伺う。先ほどの答弁の中で、神川と加須が廃止された場合に、地域の公共施設等に御案内するという話だったと思うが、その周辺の公共施設は、果たしてその余裕があるのか。利用されていた方々を受け入れられるぐらいの余裕があるのか、今現在の利用状況を考えた場合に、果たしてその余地があるのかどうかを、調べているのかを伺いたい。
- 2 今現在の加須、神川の利用者に対して、どの程度説明をされているのか。既にされているかもしれないが、受皿のことも含めて、さらに説明が必要だと思われるが、いかがか。

生涯学習推進課長

- 1 周辺の公共施設の余裕についてであるが、まず、加須市内の方には、コミュニティセンターが20所、体育館が5所、テニスコートを有する運動公園などが9所あるほか、近隣3市の有する公共施設との相互利用制度といったものもある。また、神川町内にも、コミュニティセンターが3所、体育館が1所、運動公園等が4所あるほか、近隣4市町

の有する、公共施設の相互利用制度といったものがある。どの程度余裕があるかについては、施設にもよるが、おおむね利用しようとする日の、3か月から6か月前からインターネットで予約受付をしているが、今回のタイミングで廃止を正式にお知らせできれば、来年度にも間に合うという事実もある。また、加須市内、神川町内にあるコミュニティセンターなどの公共施設の現時点での予約状況について調べたところ、比較的空きがあることは確認できた。

- 2 利用者への説明についてであるが、まず、加須げんきプラザの方には、3月1日土曜日に3回、神川げんきプラザでは、3月5日と3月8日に各1回ずつ利用者説明会を実施させていただいた。議案を議決いただき、正式に再編が決定した際には、施設での掲示やホームページへの掲載を通して、利用者への周知に努めるほか、窓口での利用者対応を含めて、丁寧に実施してまいりたいと考えている。また、スポーツや団体の研修などで利用いただいた方には、同じ話となるが、周辺のスポーツ施設や公民館などの施設を活用いただけるよう、情報提供をしていきたいと考えている。なお、利用団体等から要望があれば、再編整備に至った経緯や県の考え方についても、再度丁寧に説明をしたいと考えている。

委員長

加須は余裕があることを、確認したという答弁でよいか。違った答弁か。

生涯学習推進課長

確認したところ、まだ空きがあるという状況を確認できたといったところである。

山崎委員

- 1 まず、第95号議案について伺う。げんきプラザでは困窮家庭の児童生徒に対する体験活動なども提供している。こうした取組は県ならではの取組であり、縮小させてはならないと考えるが、いかがか。
- 2 少子化が進む限り青少年教育施設を減少させる方向だと、ますます少子化を加速させると思う。子育て、こどもの育ちを応援するげんきプラザを維持発展させることが、少子化を食い止めていくと考えるが、いかがか。
- 3 県民コメントを実施されているが、多かった意見はどのようなものか。
- 4 続いて、第96号議案について伺う。今回の変更内容は、女性活躍、子育て応援事業主プラン後期計画に、既に掲載されて取り組んでいると承知している。人事委員会の人事管理に関する報告にもあるとおり、育休の取得等を促進するためには、子育て支援制度の本人と職場への周知、育休等を取りやすい職場づくりが大切で、特に代替者が必ず確保できるという安心感が重要と考える。その観点から質問する。県立学校で産休、育休の代替教員の任用ができなかった未補充が、令和6年度は何件あったか。また、代替教員が任用されるまで、最長でどのくらいかかったか。
- 5 男性の育休や出産時の休暇取得率、日数ともに教育局に比べて県立学校は低いのが現状である。パートナーが妊娠した男性教職員にアンケートを実施したと伺っているが、取得しない理由で多かったのはどのようなものか。
- 6 県職員の子育て支援制度はホームページで紹介されており、小中学校については、育児介護の支援ガイドブックがネット上で確認できた。県立学校向けの子育て応援総合サイトが、先ほどKPI指標の一つということで紹介されていたが、認知度は令和5年度で46.7%と高くはない。県立学校の制度が分かりやすく確認できるものはあるのか。

生涯学習推進課長

- 1 困窮家庭の児童生徒に対する体験活動への関係である。委員お話しのとおり、各げんきプラザの方では、経済的に困難な家庭のこどもに、豊かな体験活動の機会を提供するための事業の方を実施している。この事業への参加者は年々増加しており、令和6年度には238名のこどもが参加している。このうち、加須、神川げんきプラザで実施した事業には、全体の約25%となる、61名のこどもが参加した。加須、神川げんきプラザを廃止した場合にも、継続するげんきプラザの方で、事業内容の継承や、定員の拡大といったことをすることによって、希望するこどもへの、体験活動の機会を確保したいと考えている。
- 2 少子化の関係である。本県の人口は減少に転じており、今後げんきプラザの利用者数も減少していくことが想定されているほか、加須、神川げんきプラザも含め、いずれの施設においても、毎年度一定の運営費が発生していることや、今後も多額の改修費が見込まれること、加須、神川での利用の多くは、市町村の施設で代替可能であること、現在の利用状況から、加須、神川を除く、4所で宿泊利用のピーク時の受入れを満たすことができる施設規模となっていることなどを踏まえ、げんきプラザの再編はやむを得ないと考えている。一方で、げんきプラザの方は、集団宿泊活動、自然体験活動などを通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資するために設置された社会教育施設であり、宿泊活動などを通して、こどもたちの自立心や、協調性などを養うことで、委員お話しのかどもの育ちを応援する機能といったものを有していると考えている。少子化を食い止める効果があるかどうかについては、明確なエビデンスは分かりかねるが、継続するげんきプラザにおいて、引き続き、集団宿泊活動や、自然体験活動の拠点となるとともに、設置された市町村内だけではなく、広域で出前事業を実施することなどを通して、こどもの育ちを応援できればと考えている。
- 3 県民コメントで多かった意見というのは、スポーツなどを実施する、身近な場として機能しているなどの理由により、げんきプラザの廃止に反対という意見が、多くあった。

県立学校人事課長

- 4 県立学校の産休・育休代替教員が任用できなかったのは何件か、代替教員が任用されるまで最長でどれくらいかかったのかについて、お答えする。令和6年度の産休・育休代替教員の未補充は、高校と特別支援学校合わせて約70件だった。また、代替教員が任用されるまでに、最長で高校では約7か月、特別支援学校では約10か月かかっている。
- 5 男性が育児休業を取得しない理由として、アンケートでどのようなものが挙げられていたかについてであるが、多かった回答としては、「仕事が多く、利用すると多忙になると思うから」が約44%、それから「周囲の教職員に迷惑がかかると思うから」、これも同じく、約44%ということで最多となっている。
- 6 県立学校の子育て支援制度が分かりやすく確認できるものはあるか、についてである。県立学校において、子育てに係る休暇や育児休業の制度等をまとめた子育て応援ハンドブックを、子育て期の学校職員に適宜配布をしているところである。また、子育て応援総合サイトのリーフレットを作成して、その周知に努めている。

山崎委員

第96号議案の最後の質問で、ネット検索できるスマホで気軽に見ながら、家族で相談できるようにするなど、制度を学校の中だけではなく、家でも気軽に検索したり、それから子育て期ではない人でも、もう少し若い先生などでも、事前にどんな制度があるか、分

かりやすく知っておけるような工夫をしていただきたいと思うがいかがか。

県立学校人事課長

現在は教員が見ることができるサイト上に、先ほどの子育てハンドブック等を掲載しているが、県立学校の教職員に対して休暇制度等をより一層周知するために、子育て応援ハンドブックなどについて職場以外でも確認できるよう、県教育委員会のホームページに掲載するなど検討を行ってまいる。

山崎委員

制度があるのはすばらしいが、やはり代替教員が補充されない職場をずっと見ていると、迷惑を掛けるという気持ちを抱いたりして、なかなか利用しにくくなってしまおうと思うので、是非皆さんが安心して利用できるようにしていただければと思う。（意見）

日下部委員

- 1 第86号議案について質問させていただく。この財源だが、一般財源が約4,800万円含まれているが、これはどこに充当されているのかということを伺いたい。奨学のための給付金の補正額が約7,200万円で、この金額とも一致していないため、約4,800万円という一般財源がどこに含まれているのか。
- 2 一般財源の約4,800万円は、この補正予算の全事業費約26億円に対すると、1.8%くらいになると思うが、この一般財源の繰入れというのは、本来は全て国庫でも良いと思うが、ほかの都道府県でも同じように、一般会計からの繰入れがあり、共通しているのか。
- 3 先ほど水村委員の質問に対する答弁で、奨学のための給付金の補正について、約600人が対象ということで、年間約310,000円のうちの143,700円を補助することになるという答弁をされたと思うが、約6,000人に143,700円を掛けると、約8億6000万円となり、補正額が約7,200万円だと全然足りないが、これはどういうことなのか。
- 4 第97号議案で、「2（2）補償基礎額の扶養加算額の改定」のところが、経時的に配偶者は減らされて、最後はなくなるが子は増えている。配偶者がなくなり、子が増えて、父母は変わらないが、何か意図があるのか。

財務課長

- 1 一般財源は、奨学のための給付金の部分であり、内容としては、国から3分の1補助があり、3分の2が県費の一般財源で負担する形になっている。
- 2 基本的には国からの補助要綱に示されているため全国共通である。3分の2の県負担については、地方交付税措置がされることになっている。
- 3 補正額については、給付単価引き上げ前の131,500円は当初予算で計上しており、今回は引上げ分の12,200円分に約6,000人分を乗じた金額を補正予算として計上している。

保健体育課長

- 4 扶養親族によって改正する額が異なることについてであるが、女性の社会進出の増加など配偶者に係る状況の変化等から、国家公務員の扶養手当額が、こどものいる職員に手厚い改正となっているため、配偶者の方が減額、子の方が増額となっている状況である。

日下部委員

第86号議案について、国が3分の1で、県が一般財源3分の2を一時的に出し、交付税措置されるということだが、最終的には全て国庫という理解で良いか。

財務課長

今年度中に地方交付税措置される予定で、年度末に算定されるということで、最終的には県負担はないという形となる。

【付託議案に対する討論】

山崎委員

第95号議案「埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例」に対する反対の討論を行う。同議案は、加須げんきプラザと神川げんきプラザの2か所を廃止しようとするものである。

反対の第一の理由は、施設の減少が県民、特に子どもたちの様々な活動機会の減少に直結するからである。全国の公立青少年教育施設が減少している中で、再編整備計画案にも、体験活動ができる施設の重要性は高まっているとあり、本県のげんきプラザの存在は貴重である。特に、世帯収入はこどもの体験活動に影響があり、低額で体験活動ができる施設が身近にあることは重要である。森の幼稚園や里山体験事業、経済的に困窮した家庭の児童向けののびのびチャレンジ事業など、日帰りを含め、有意義な活動が行われている。また、再編整備計画案には、不登校児童生徒に学校以外で様々な活動を行うことができる場所や機会を確保する必要があるとあり、不登校児童生徒数が増加する中で、本施設はますます重要な役割を担うことになる。

第二の理由は、日帰りでのスポーツ文化活動等も含めて、県民から本施設の利活用のニーズがあるからである。県民コメントでも、本施設の存続を求める声が圧倒的多数である。人口減少による影響はあるものの、令和5年度の利用者数は、加須げんきプラザは40,000人、宿泊者数はそのうち10,000人、神川げんきプラザは41,000人、そのうち宿泊者数は11,000人を超えている。宿泊よりも気軽な日帰り利用は県民のニーズでもある。

既に本県の青少年教育施設は最小限の施設数であり、青少年の健全育成や県民の生涯学習の振興に重要な役割を果たしている。本施設の更なる縮小廃止ではなく、認知度の向上やプログラムの充実に取り組み、本施設の利活用を進めるべきである。

以上のことから、第95号議案に反対する。

【所管事務に関する質問（防災拠点校に整備した体育館空調の使用について）】

松澤委員

- 1 過日、ある県立高校で体育の授業中に生徒がけいれんを起こしたという事例があった。学校の授業中で体育の先生には、屋外、体育館の中にかかわらず、非常にいろいろと頭を悩ましているということは重々承知しているが、それを踏まえて、防災拠点校にはエアコンが設置された高校があるが、その使用方法について、今年度から使用ができるのか。
- 2 使用できるとすれば、運用指針のようなものがあるのか。

財務課長

- 1 まず、防災拠点校とはということだが、備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電機などを備えた学校である。大規模災害が発生したときには、体の不自由な方、高齢者の方などの要配慮者の方を収容できるように、緊急宿泊所などの機能も有していて、長期の避難所生活ができる場所となっている。そのため、県では国の緊急防災・減災事業を活用し、防災拠点校の体育館空調の設置を進めているところである。避難所はいざというときに、きちんと空調が稼働できるように、平時でも試運転をしなくてはならないというところがある。このため体育館空調については、授業や学校行事の機会に、平時の試運転として一定の使用ができるようにしているものである。
- 2 運用指針については、今年度から稼働する防災拠点校7校に対して、令和7年3月28日付で通知し、示している。

松澤委員

運用指針があるということなので、その資料を提供していただきたい。

- 1 提供いただいた資料を見ていくと、まず熱中症警戒アラート発表時の授業などでの使用に限定しているということになっているが、アラート発表時というのは厳しい気がするが、どうして限定されているのか。
- 2 実際に授業中はまだ稼働しているかどうか分からないが、実際の暑さなどを鑑みただ中で、現場でどのような声が上がっているのか。
- 3 学校現場の暑さ指数、気温等を基にして、もう少し柔軟に対応できる方法はないだろうか。
- 4 冒頭に話した学校にはエアコンは当然なく、防災拠点校にもなってないため、今後もエアコン設置の予定はないと思われる。しかし、この暑さを考えると、防災拠点校中心というところは多々理解するところがあるが、それならば、防災拠点校を除くほかの学校について、逆にエアコンではなくても違った方法を考えていく必要があるのではないかと感じている。暑さ対策について、今後どのように実施していくのか、教育長に伺う。

財務課長

- 1 運用通知では御案内のとおり、防災拠点校については、防災拠点校以外の学校との公平性も考慮する中で、松澤委員から御指摘があったような、アラートの発表時における授業又は学校行事での使用を原則としているものである。また、運用の取扱いとしては、今年度4月1日から当面の間としており、必要に応じて随時見直しをするということをして付言して説明をさせていただく。その上で、なぜアラート発表時のみの体育館空調の使用としているかについては、先ほど申したとおり、防災拠点校の体育館空調の設置というのは避難者の生活の改善のため、長期の滞在というのを前提とする中での設置ということで進めているものである。一方で、「県立学校版熱中症対策ガイドライン」では、暑さ指数に応じた行動指針を示している。各学校では、一定の暑さ指数に達するまでは、学校の体育館空調の有無にかかわらず、生徒の様子をよく観察しながらではあるが、各学校の実情に応じて、授業や学校行事を行っているものである。空調が設置されていない他校との公平性に配慮しながらも、熱中症の危険が高くなると、その上で、安心安全な学習環境を確保するという趣旨から、熱中症警戒アラートの発表時の授業又は学校行事の空調の使用を可能としているものである。
- 2 現場の声については、財務課の担当者が、体育館空調が設置されている防災拠点校の方に実際に訪問し、学校現場の声を聞いている。現場からは、例えば、暑さ指数を測定

するための器具が体育館に常には置いていないというような声もある。そういった現場の声を踏まえ、暑さ指数を測定するための器具の予算措置を行っているところである。また、今週月曜日、火曜日に、ほかの防災拠点校の体育館の暑さ指数や温度を確認した。空調稼働はしていなかったが、体育館内は、暑さ指数27.6程度、気温は30.3度程度であった。

- 3 今後については、先ほど申した暑さを測定する器具を購入し、常設した段階で、暑さ指数というものが測定できる。体育館での暑さ指数の測定結果が、熱中症警戒アラートの基準に相当すれば、熱中症警戒アラートが発表されていなくても、空調使用が可能であるということを、運用通知で示し、周知してまいりたいと考えている。

教育長

- 4 これからの暑さ対策について県立高校でどうしていくのかということであるが、確かに松澤委員がおっしゃるように、この夏場の暑さが大変な中で、子どもたちの教育活動をしていかなければいけないということは重々承知している中で、何らかの対策をとっていくことは重要であると認識している。これまで県立高校においては、例えばトイレ洋式化であるとか、昨年度は普通教室のエアコン公費負担であるとか、いろいろ御理解をいただきながら進めてきたところである。引き続き、魅力ある県立高校にするためには、暑さ対策というのはしっかりとやっていかなければならない。そのような中で、エアコンについては、更なる設備の充実という観点から考えたときに、今後県立高校の校舎も大分老朽化しており、そういった対策なども必要だと考えている。体育館のエアコンについては、まずは防災拠点校に整備をしているが、それ以外のところについては、今後財源などの見通しを立てながら、引き続き検討してまいりたい。それまでの間は、エアコンが付いていない学校もたくさんあるわけなので、例えば扇風機とか、何らかの暑さ対策ができないか、しっかりと検討していく。

中屋敷委員

教育長の御説明はさもありなんと思うが、運用指針を拝見していると、公平性に配慮するが、使用できるときは使用するといった、曖昧で現場が判断しなくてはならないことが余りにも多過ぎるのではないかと受け取れた。そうすると、公平性に配慮すべきなのか、積極的に活用すべきなのか、その部分がしっかり伝わっていないと、現場が混乱すると私は思っている。将来的な話として、エアコンを設置するという考えがあるのはうれしく思う。一方で、現場が混乱しないよう、運用の随時見直しとはどういうことなのかということをお答えいただきたい。その部分について、どのような方針を持っているのか、この運用指針からは伝わってこない。

財務課長

先ほど申し上げたとおり、こういった場合は使えるといった点に、やはり不明確だったところがあるので、そこをしっかりと具体化して、改めて通知していきたい。運用指針については見直すと言ったが、今年度から初めて体育館空調が稼働するものである。実際の稼働実態も踏まえて、松澤委員の御質問にもあったが、現場の声をよく聞きながら、どういう形が一番望ましいのかということ、検討していく必要があると考えている。ただ一方で、基準の緩和をすると、やはり空調設備を稼働するためのランニングコストもかかってくるので、そこを十分見合いながら、体育館空調の運用の在り方を今後検討してまいりたいと考えている。

中屋敷委員

当然予算の枠の中で工夫をいただかなければならないだろうと思う。ただ、暑さについては先ほど教育長がお話しされたとおりであるので、実際に運用してみたところで、この方法でやっていこうというところを早く掴み、一步踏み込んだ運用指針になるよう御努力をいただけるということによいか。

教育長

私も、中屋敷委員の認識と同じく、現場の先生が困らないように、できる限りはっきりと明確にしておいた方が、混乱がないだろうと認識しているので、しっかりと研究の上、対応させていただく。

日下部委員

この運用指針の資料の2ページ目に、「部活動は含まないものとする」と書いてある。体育館空調が設置されている学校とされていない学校の公平性というのは分かるが、将来的にも部活動には使えないという認識なのか。

財務課長

現状として部活動は生徒の自主的、自発的な参加によって行われるものと考えているところで、いわゆる教育課程に含まれないということもあり、まだ体育館空調が設置されていない学校との均衡を保つ上で、現時点では部活動は対象としないところである。ただ、先ほど教育長が説明したが、他校にも広がっていく状況が、財源の見通しとして立った時点では、その在り方をより使いやすい形で検討してまいりたいというふうに考えている。